



数値・記載の修正箇所

その他、体裁の改善、記載の明確化を行いました。



環境省

グリーンファイナンス市場の動向等について

2025年6月19日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

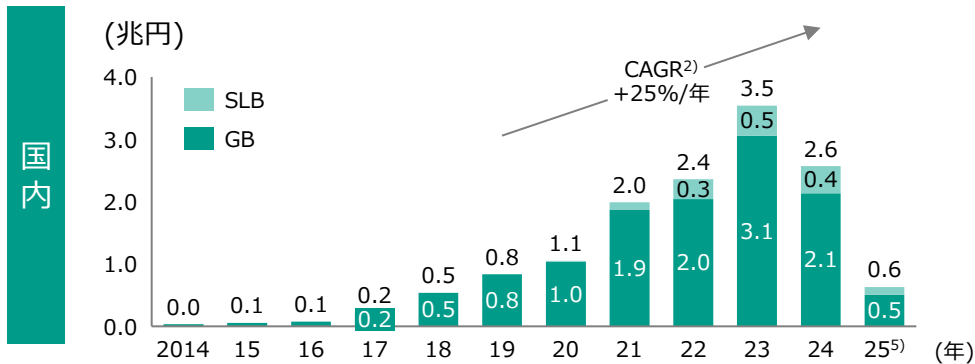
1. 最近のグリーンファイナンス市場の動向について
2. グリーンファイナンスに関する国際動向について
3. ICMA・LMAにおける動きについて

1.最近のグリーンファイナンス市場の動向について

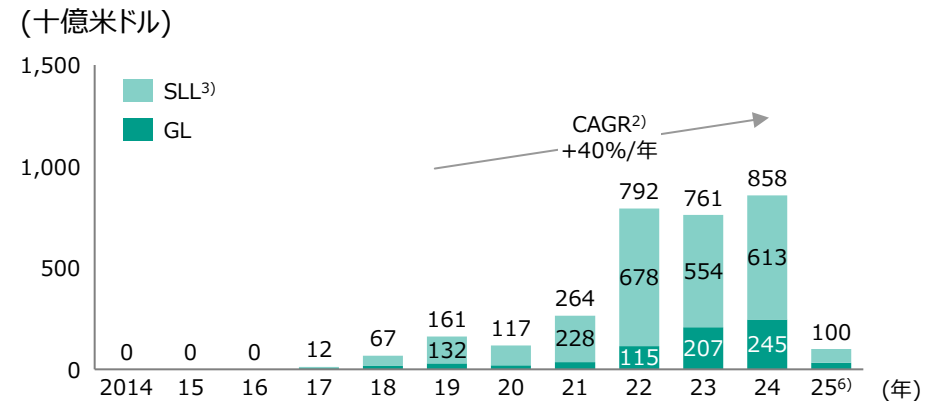
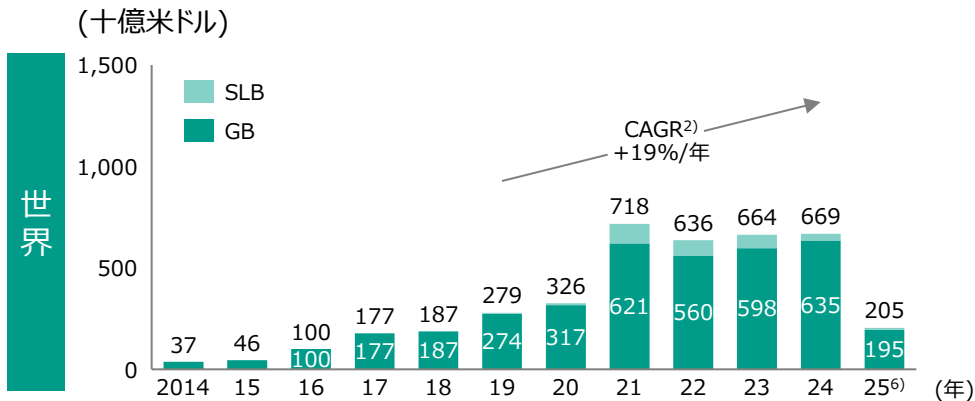
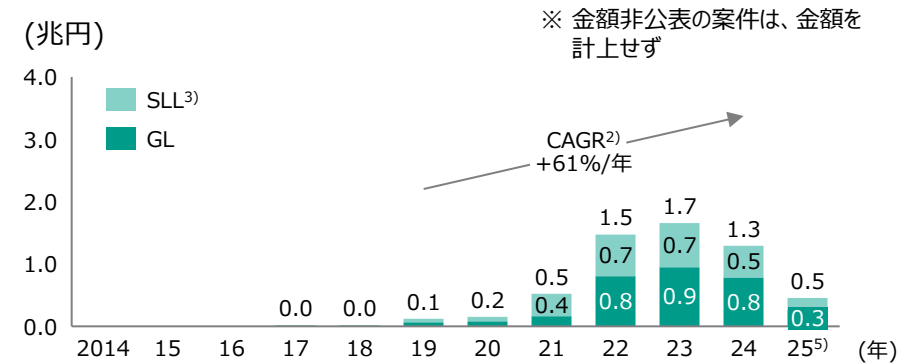
国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ①海外比較

- 国内債券(GB/SLB)の直近5年間の年平均成長率(CAGR²⁾ 2019-2024)は25%/年で、世界の19%/年よりも高い
- 国内ローン(GL/SLL³⁾)についても、年平均成長率(CAGR²⁾ 2019-2024)は61%/年で、世界の40%/年よりも高い

債券 (GB/SLB) 発行額の推移⁴⁾



ローン (GL/SLL³⁾) 組成額の推移⁴⁾



1.「グリーンファイナンス」は、グリーン債券 (GB)、サステナビリティ債券 (SB)、サステナビリティ・リンク・債券 (SLB)、グリーンローン (GL)、サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) を指す;
 2.Compound Annual Growth Rate。直近5年間 (2019年から2024年) の間の年間成長率で、[(2024年の値) / (2019年の値)]^{1/5} - 1 により算出;
 3.金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
 4.データレベルは国内は0.2兆円以上、世界は1,000億米ドル以上のものについて表示; 5.国内の2025年は5月13日までの実績値; 6.世界の2025年はEnvironmental Financeデータベースの2025年5月13日取得データ
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ②金額・件数

- 我が国におけるグリーンファイナンス¹⁾市場は、2014年頃に初のグリーン債券(GB)が発行されて以来約10年間をかけて一定の市場規模となった
- 金額はGBが大きいが、件数はサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)²⁾が多い（ただし、SLLの1/3程度は金額は非開示である）

グリーンファイナンス¹⁾ 商品別発行・組成額、件数の推移

グリーン債券

サステナビリティ・リンク・債券

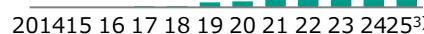
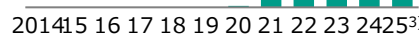
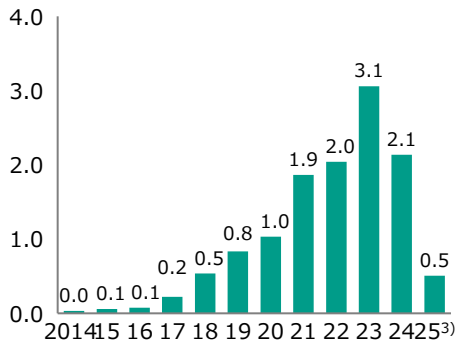
グリーンローン

サステナビリティ・リンク・ローン²⁾

※ 金額非公表の案件は、金額を計上せず件数のみ計上

①金額

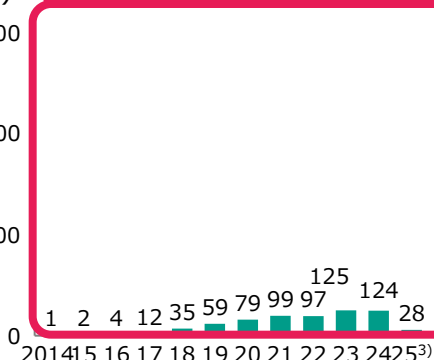
(兆円)



②件数

(件)

出典データが正しく反映されていなかったため、集計値を訂正

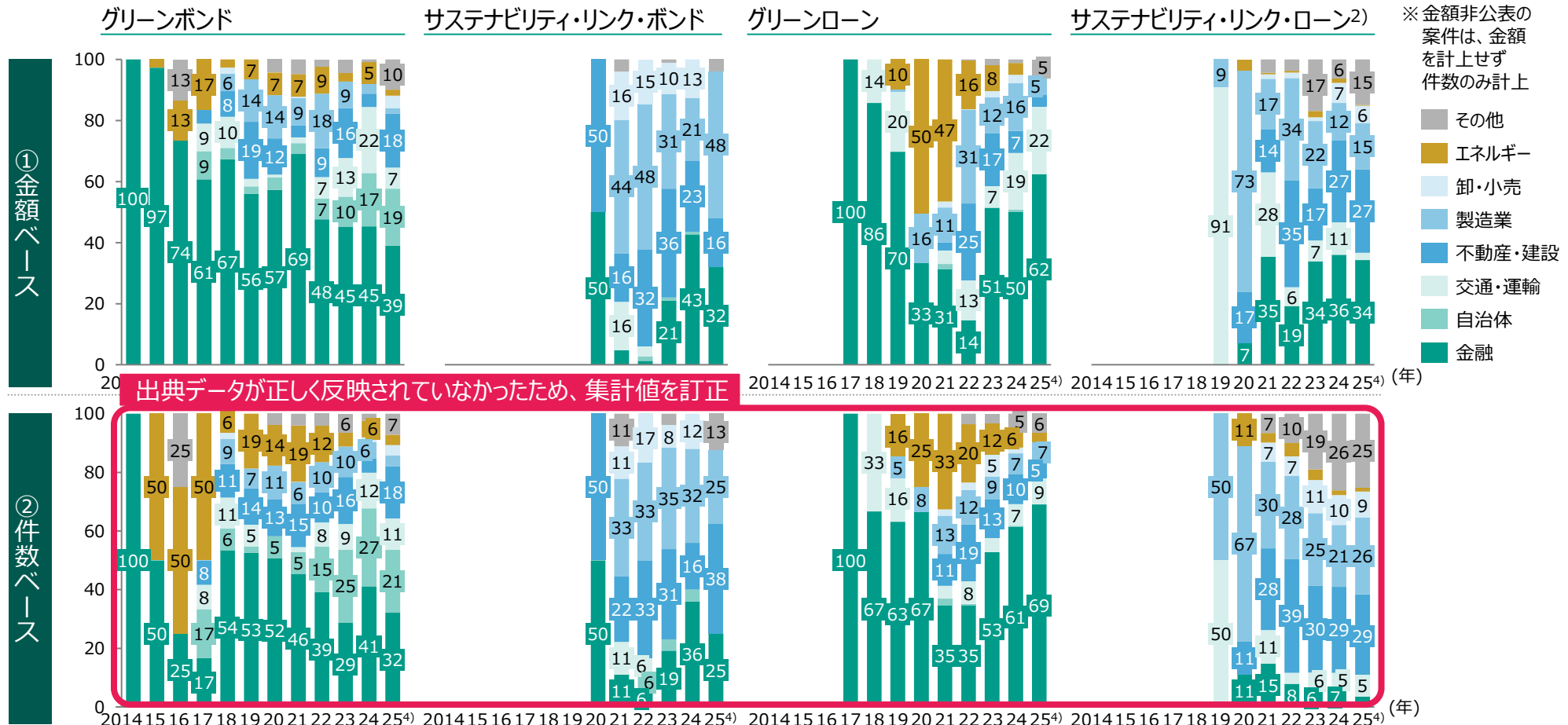


1.「グリーンファイナンス」は、グリーン債券(GB)、サステナビリティ債券(SB)、サステナビリティ・リンク・債券(SLB)、グリーンローン(GL)、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)を指す;
 2.金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク(包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
 3.2025年は5月13日までの実績値
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ③調達者セクター

- 調達者のセクターは、GB及びGLでは、金融(REITを含む)が金額・件数とも利用が多い
- GB及びGLの件数ベースでは、かつてはエネルギーセクターも（特にGBで）多かったが、近年は減少し、GBでは自治体の利用件数も増えている
- SLB及びSLL²⁾では、件数ベースで、不動産・建設及び製造業の利用が多い

グリーンファイナンス¹⁾ 商品別発行・組成額及び件数のセクター別割合の推移 (%)³⁾

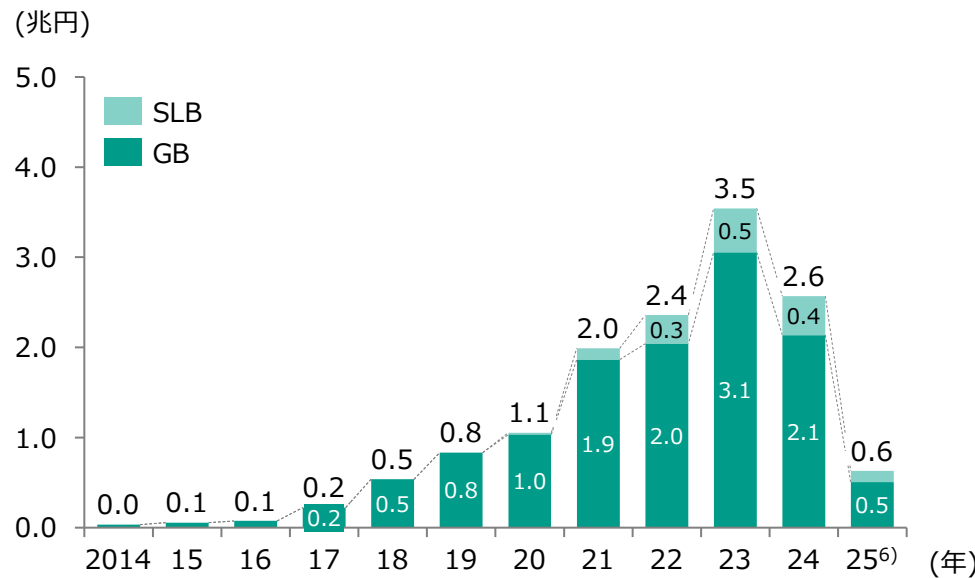


1.「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド (GB)、サステナビリティボンド (SB)、サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB)、グリーンローン (GL)、サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) を指す;
 2.金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
 3.データラベルは5%以上のものについて表示; 4.2025年は5月13日までの実績値
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ④ ボンド/ローン別 (1)

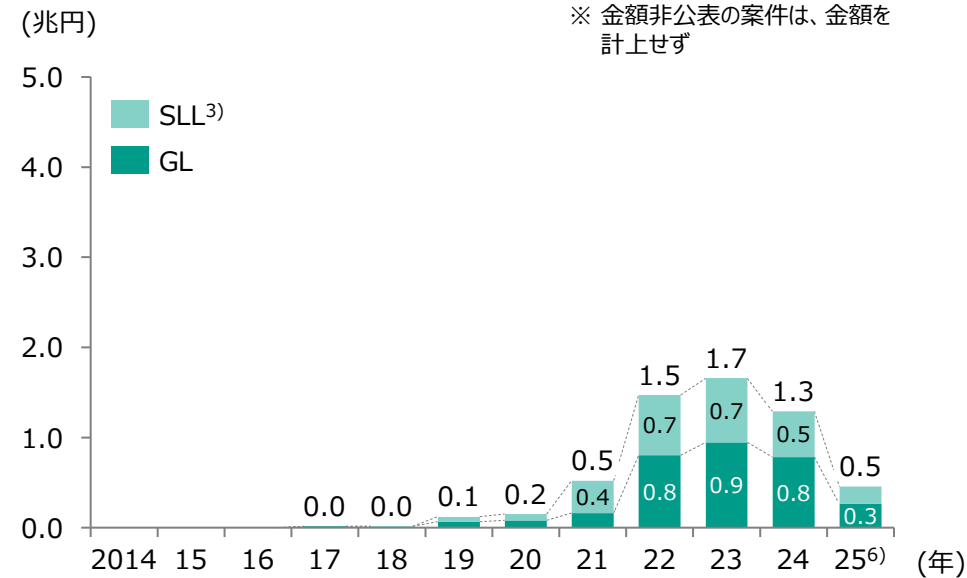
- グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドを加えた発行額は、国内公社債発行額 (国債を除く)²⁾ の9% (2024年) を占める
- グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン³⁾の組成額は、国内法人向けの設備資金新規貸出額⁴⁾ の3% (2024年) を占める

ボンド(GB/SLB)の発行額の推移⁵⁾



国内公社債発行額 ²⁾ (兆円)	29.1	25.7	28.4	29.0	28.6	31.1	32.2	29.9	24.5	27.6	27.9	6.4 ⁷⁾
公社債に占めるGFボンド商品の割合(%)	0%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	7%	10%	13%	9%	-

ローン(GL/SLL³⁾)の組成額の推移⁵⁾



設備資金新規貸出額 ⁴⁾ (兆円)	34.1	36.8	39.5	39.9	38.8	39.8	36.8	34.8	40.0	42.7	43.8	14.2 ⁸⁾
設備資金新規貸出額に占めるGFの割合(%)	-	-	-	0%	0%	0%	0%	1%	4%	4%	3%	-

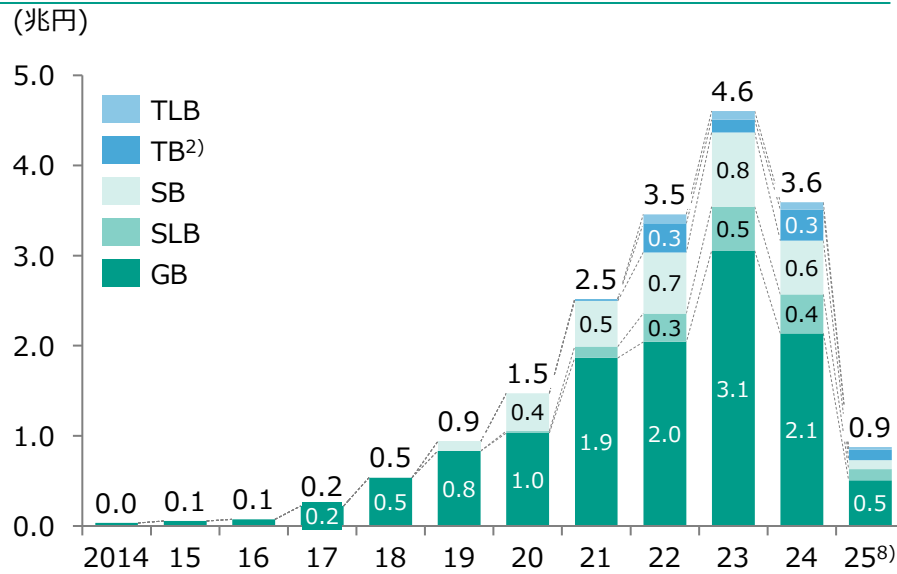
1.「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド(GB)、サステナビリティボンド(SB)、サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)、グリーンローン(GL)、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)を指す;
2.公募公共債のうち国債を除いたもの(地方債及び政保債)並びに公募民間債(財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、金融債、非居住者債)の発行額;
3.金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク(包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
4.設備資金新規貸出額の総貸出額から個人向けを除いたもので、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫及びその他金融機関について、暦年ごとに集計した額;
5.データラベルは0.2兆円以上のものについて表示; 6.グリーンファイナンスの2025年は5月13日までの実績値; 7.国内公社債発行額の2025年は4月25日までの実績値; 8.設備資金新規貸出額の2025年は3月までの実績値
出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ); 日本証券業協会「公社債発行額・償還額等」; 日本銀行「貸出先別貸出金」

国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ④ ボンド/ローン別 (2)

- グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに、サステナビリティボンド、トランジションボンド²⁾及びトランジション・リンク・ボンドを加えた発行額は3.6兆円であり、国内公社債発行額 (国債を除く)³⁾ の13%を占める (2024年)
- グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン⁴⁾にトランジションローン⁵⁾、トランジション・リンク・ローン⁵⁾を加えた組成額は、国内法人向けの設備資金新規貸出額⁶⁾の5%を占める (2023年)

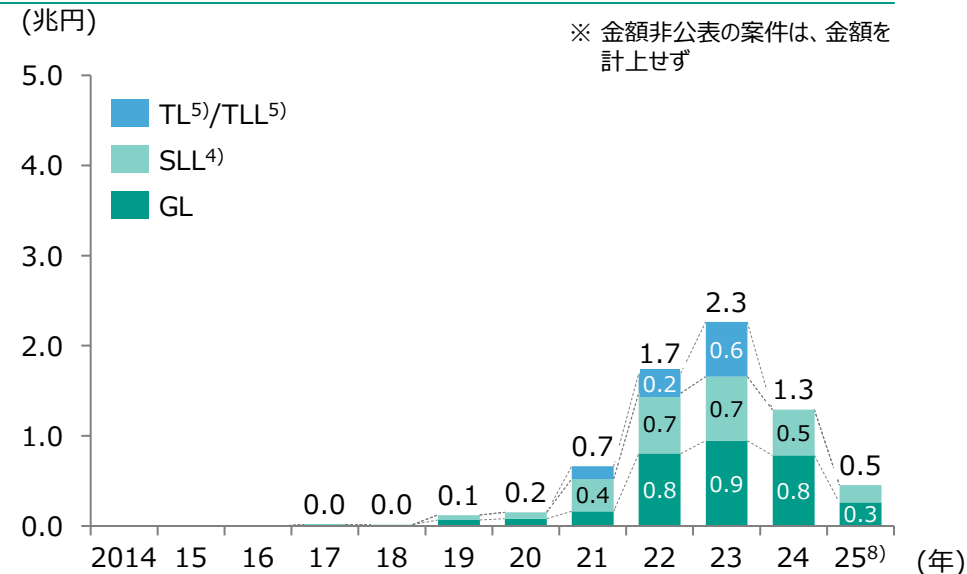
基準年を2023年とし、
比率を更新

ボンド(GB/SLB/SB/TB²⁾/TLB)の発行額の推移⁷⁾



国内公社債発行額 ³⁾ (兆円)	29.1	25.7	28.4	29.0	28.6	31.1	32.2	29.9	24.5	27.6	27.9	6.4 ⁹⁾
公社債に占めるGF・TF商品割合 (%)	0%	0%	0%	1%	2%	3%	5%	8%	14%	17%	13%	-

ローン(GL/SLL⁴⁾/TL⁵⁾/TLL⁵⁾)の組成額の推移⁷⁾



設備資金新規貸出額 ³⁾ (兆円)	34.1	36.8	39.5	39.9	38.8	39.8	36.8	34.8	40.0	42.7	43.8	14.2 ¹⁰⁾
設備資金新規貸出額に占めるGF・TF割合 (%)	-	-	-	0%	0%	0%	0%	2%	4%	5%	-	-

1.「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド(GB)、サステナビリティボンド(SB)、サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)、グリーンローン(GL)、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)を指す; 2.民間による発行額 (国債を除く);
3.公募公共債のうち国債を除いたもの (地方債及び政保債) 並びに 公募民間債 (財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、金融債、非居住者債) の発行額;
4.金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
5.TL及びTLLについては、2024年以降のデータなし; 6.設備資金新規貸出額の総貸出額から個人向けを除いたもので、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫及びその他金融機関について、暦年ごとに集計した額;
7.データラベルは0.2兆円以上のものについて表示; 8.グリーンファイナンスの2025年は5月13日までの実績値; 9.国内公社債発行額の2025年は4月25日までの実績値; 10.設備資金新規貸出額の2025年は3月までの実績値
出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ); 日本証券業協会「公社債発行額・償還額等」; JPM「ESG債情報プラットフォーム」; 日本銀行「貸出先別貸出金」; 経済産業省

国内グリーンファイナンス¹⁾市場規模 ⑤利用回数

- 金額では、4商品とも複数回目の調達によるものが増え、第1回調達の金額はおおむね横ばい
- 件数では、SLL²⁾では初回調達者が増えており、金額とあわせて考えると小口の案件が急増していることがわかる

グリーンファイナンス¹⁾ 商品別発行・組成額及び件数（資金調達者の調達回数別）の推移

10回目～ 2～9回目 1回目

グリーンボンド

サステナビリティ・リンク・ボンド

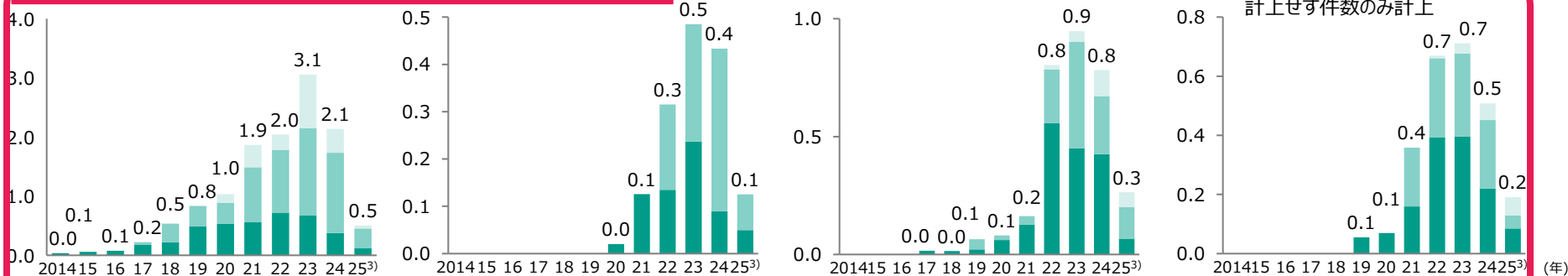
グリーンローン

サステナビリティ・リンク・ローン²⁾

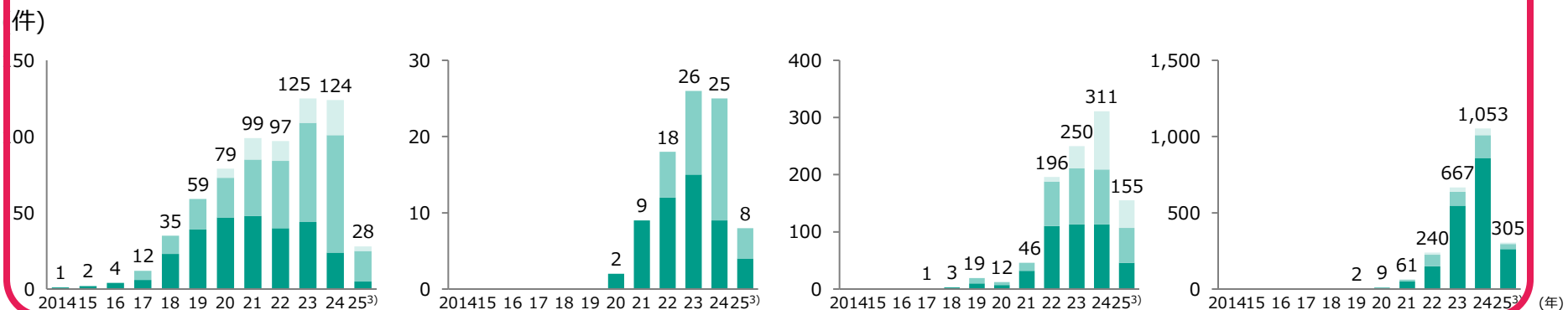
①金額

出典データが正しく反映されていなかったため、集計値を訂正

※ 金額非公表の案件は、金額を計上せず件数のみ計上



②件数

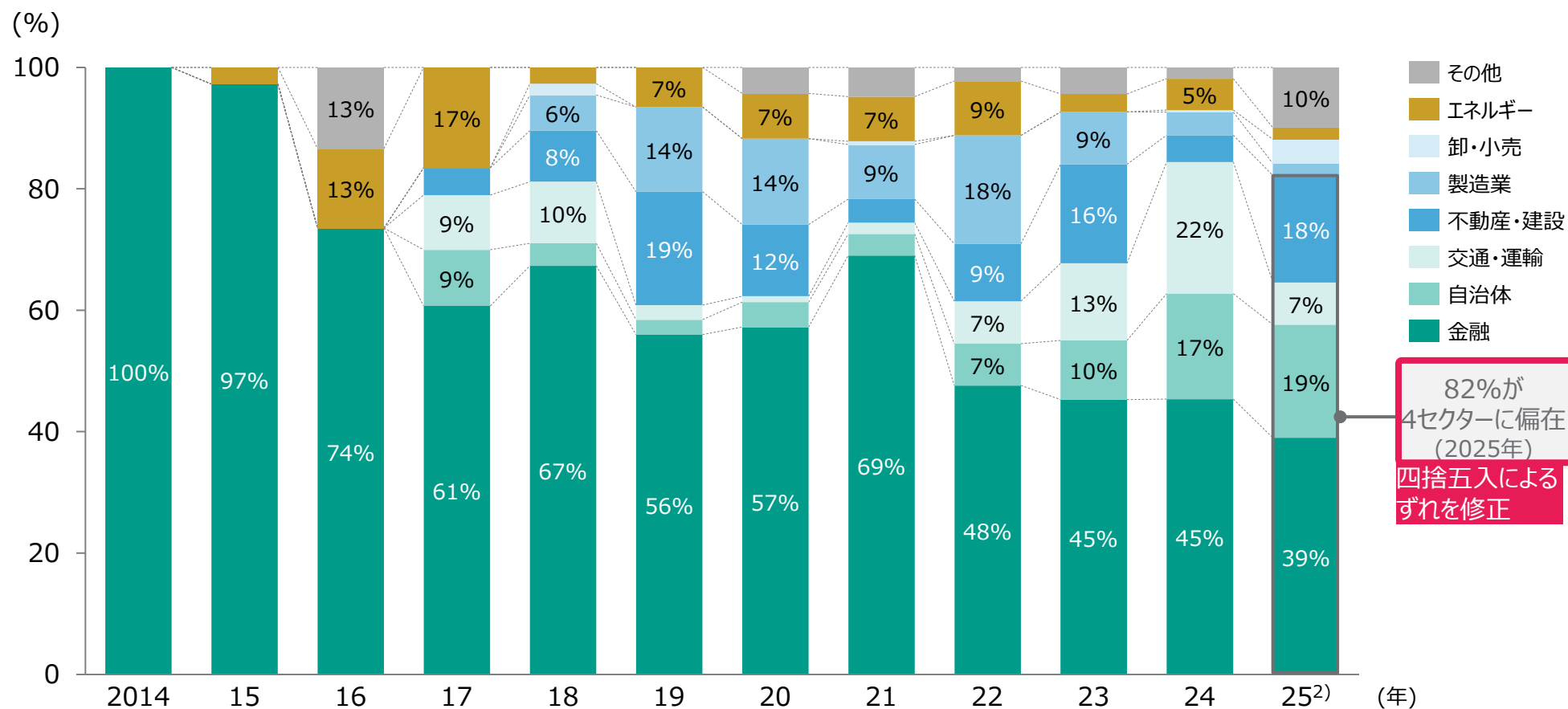


1.「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド (GB)、サステナビリティボンド (SB)、サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB)、グリーンローン (GL)、サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) を指す;
 2. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;
 3. 2025年は5月13日までの実績値
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

ラベル別 ①グリーンボンド (1/2) 発行セクター別内訳

■ 直近3年間のグリーンボンドの国内発行額は、金融、自治体、交通・運輸、不動産・建設の4セクターが約8割を占める

グリーンボンド (GB) のセクター別発行額の割合推移¹⁾



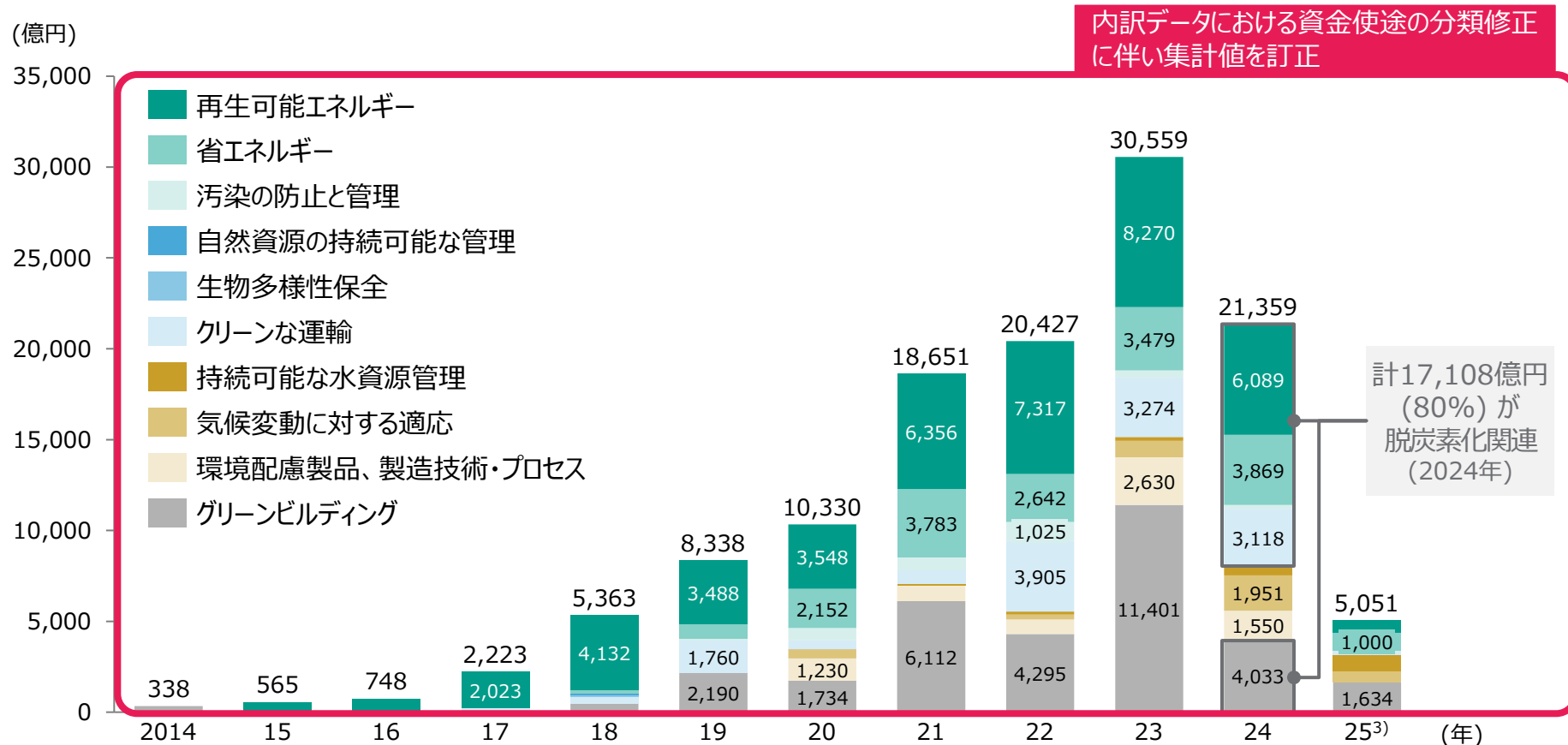
1. データラベルは5%以上のものについて表示; 2. 2025年は5月13日までの実績値
出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

ラベル別 ①グリーンボンド (2/2) 資金使途¹⁾

対象年を明記し、数値及び内訳を対象年に即して更新

- グリーンボンドの資金使途¹⁾の8割は、民間事業者による脱炭素化（再生可能エネルギー、グリーンビルディング、省エネルギー、グリーンな運輸）（2024年）
- 約2割を占める自治体によるグリーンボンドは複数の資金使途で用いられており、気候変動への適応や生物多様性の保全等も見られる（2024年）

グリーンボンド (GB) の資金使途別発行額の推移²⁾

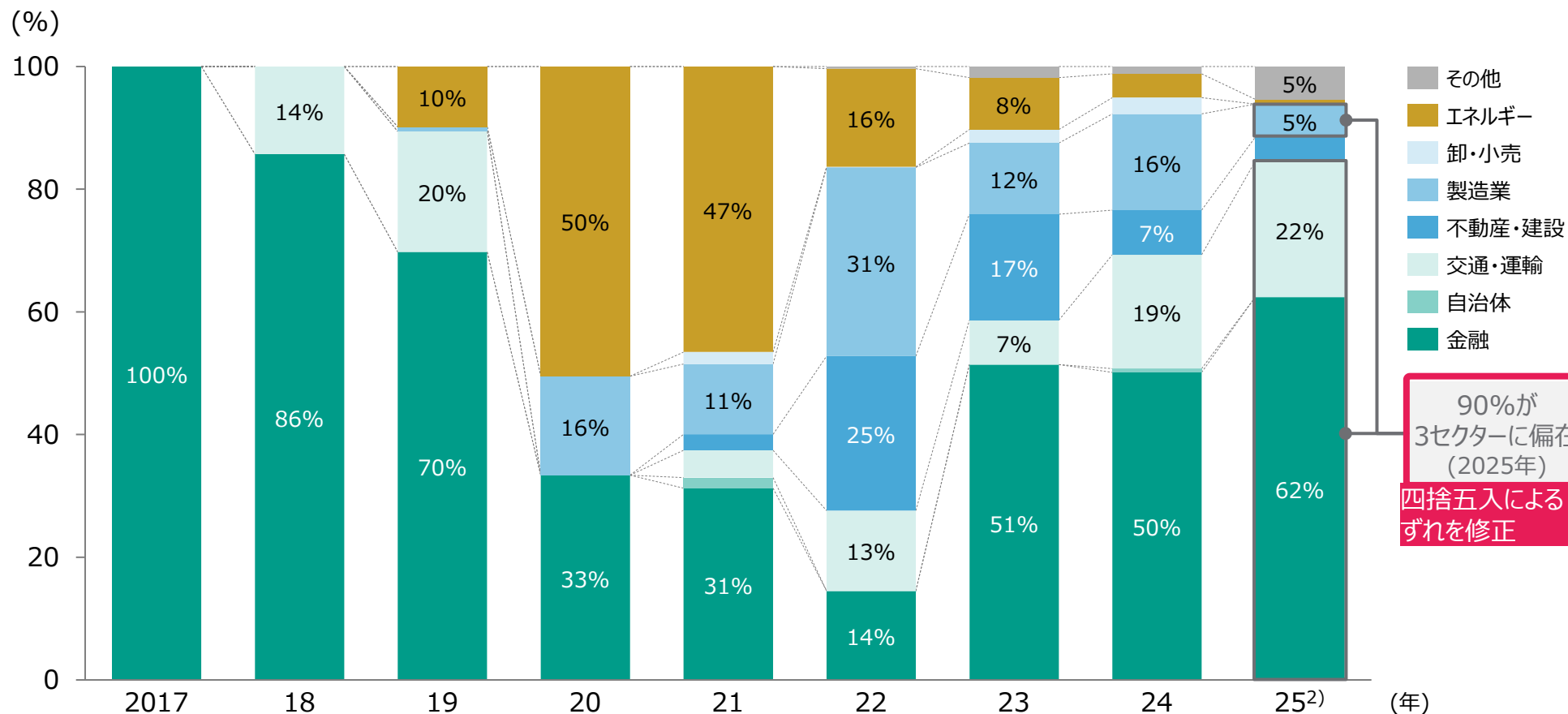


1.複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類； 2.データラベルは1000億円以上のものについて表示； 3.2025年は5月13日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2025年5月13日時点データ）

ラベル別 ②グリーンローン (1/2) 調達セクター別内訳

■ グリーンローン (GL) は、金融 (REITを含む)、交通・運輸、製造業セクターで発行額の約9割が占められている (2025年)

グリーンローン (GL) のセクター別組成額の割合の推移¹⁾



1. データラベルは5%以上のものについて表示; 2. 2025年は5月13日までの実績値
出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

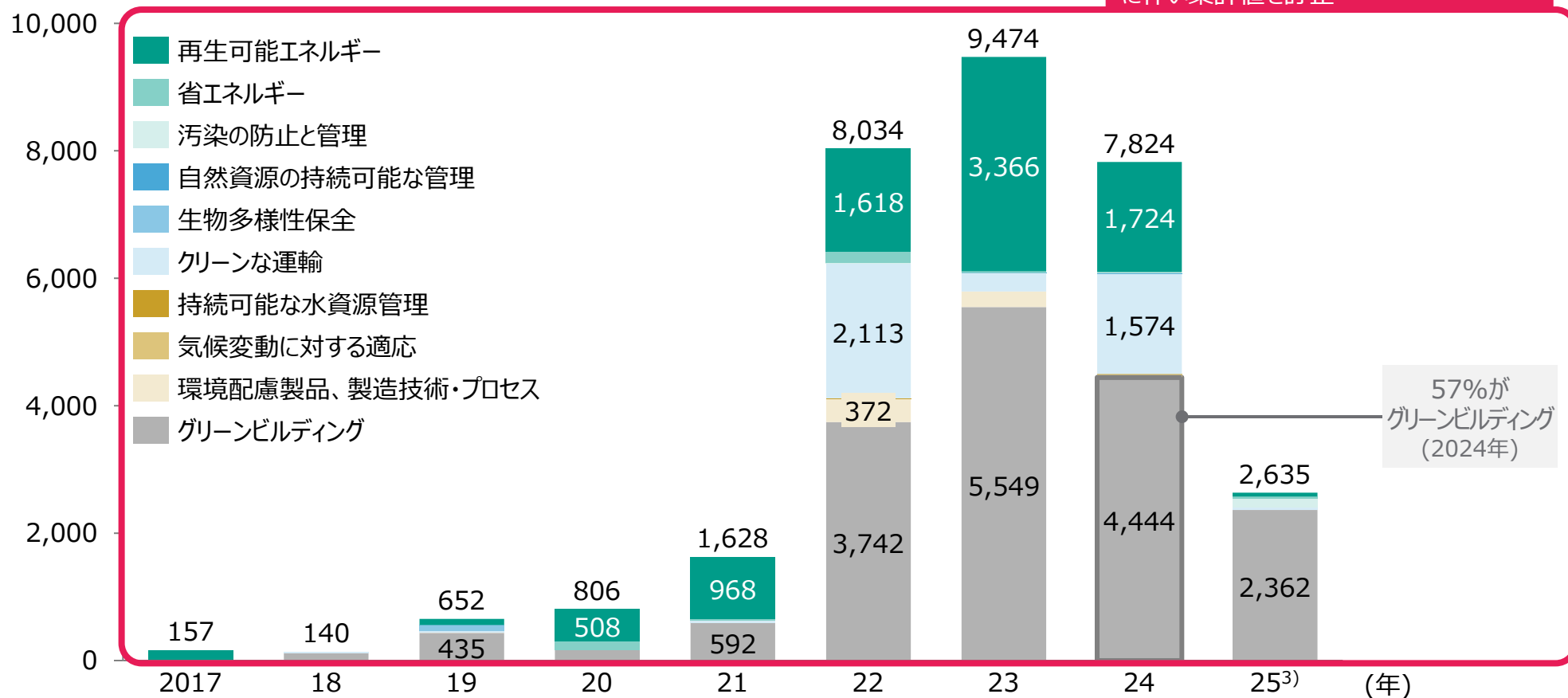
ラベル別 ②グリーンローン (2/2) 資金使途¹⁾

集計値訂正を反映

■ グリーンローン (GL) の資金使途¹⁾の約6割はグリーンビルディングで、再生可能エネルギー、クリーンな運輸が続く (2024年)

グリーンローン (GL) の資金使途¹⁾別組成額の推移²⁾

(億円)

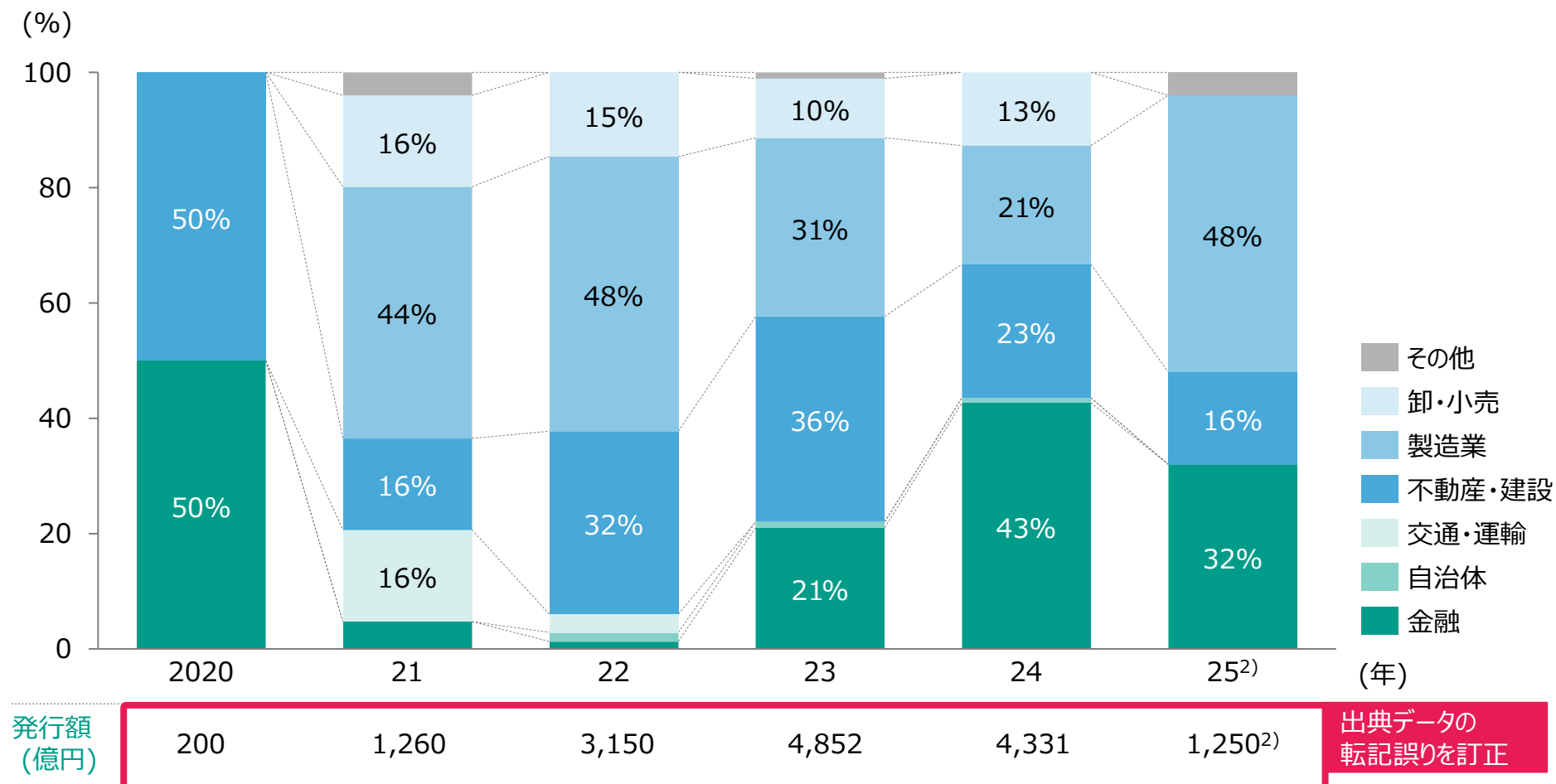


1.複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類; 2.データラベルは300億円以上のものについて表示; 3.2025年は5月13日までの実績値
出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2025年5月13日時点データ)

ラベル別 ③サステナビリティ・リンク・ボンド 発行セクター別内訳

- サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) は、金融業のほか、不動産・建設業、製造業、卸・小売業に多く利用されている
- ただし市場として発行件数が少なく、年によって構成比は変動しやすい

サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) のセクター別発行額の割合の推移¹⁾

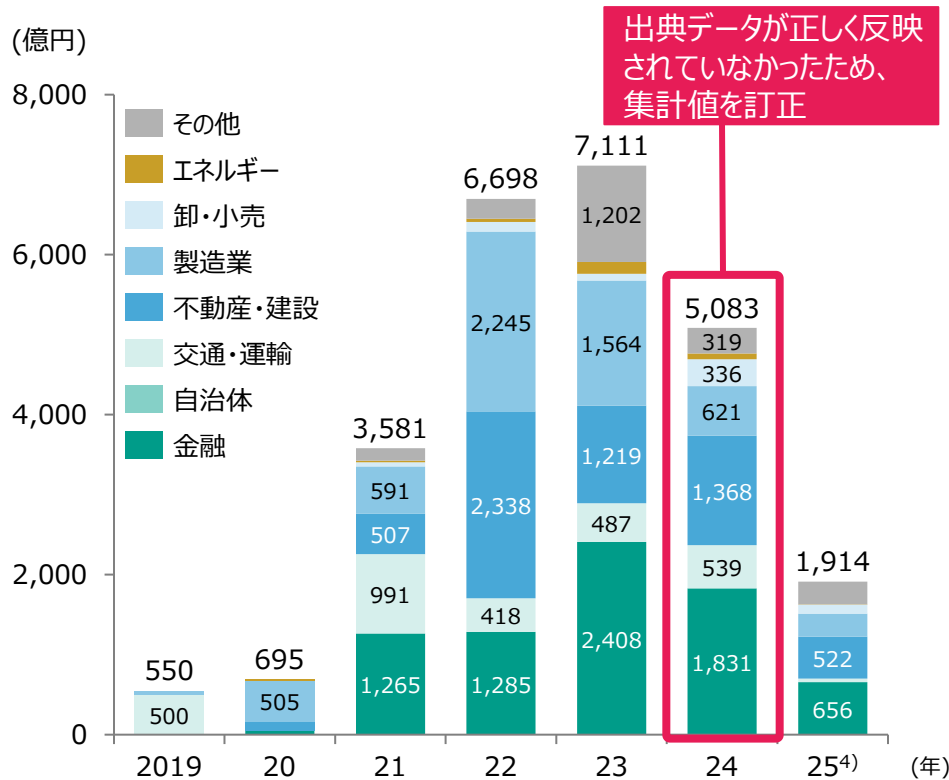


1. データラベルは5%以上のものについて表示；2. 2025年は5月13日までの実績値
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2025年5月13日時点データ）

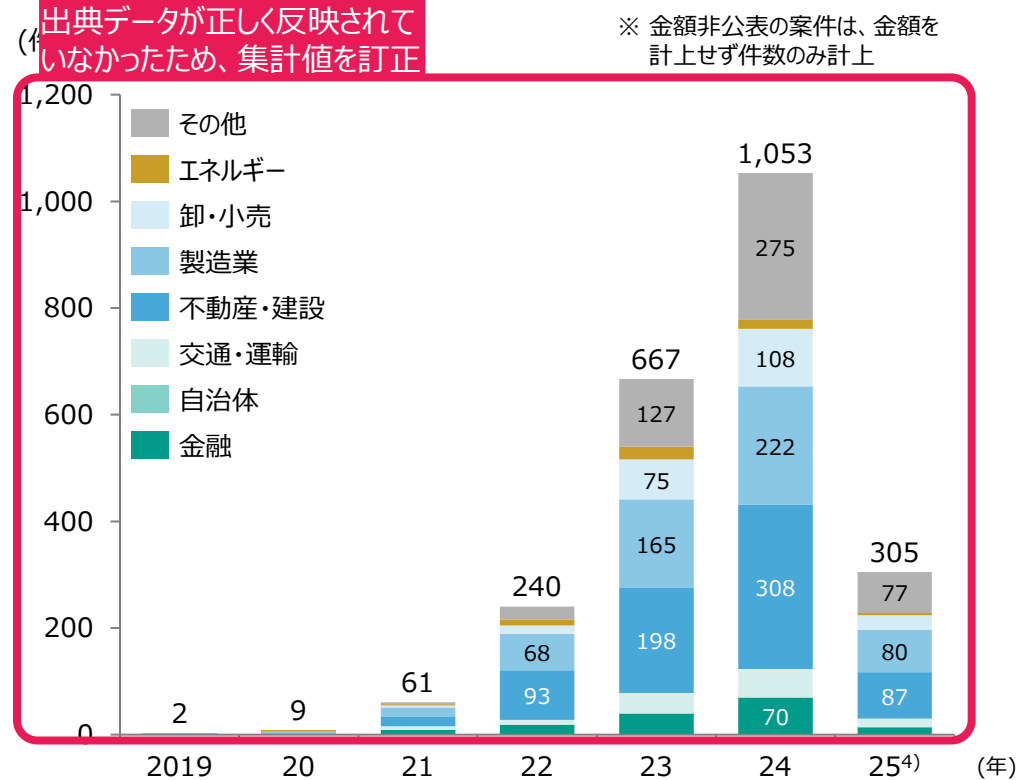
ラベル別 ④サステナビリティ・リンク・ローン¹⁾ 調達セクター別内訳

■ サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)¹⁾ の利用企業は、金額ベースで見ると金融、不動産・建設が多いが、件数ベースでは不動産・建設、製造業が多いことから、金融・投資法人による利用は、金額は大きいが件数は少ないことがうかがえる

サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)¹⁾ のセクター別組成額の推移²⁾



サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)¹⁾ のセクター別組成件数の推移³⁾



1. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む；
 2. 組成額のデータラベルは原則として300億円以上のもののみ表示； 3. 組成件数のデータラベルは原則として60件以上のもののみ表示； 4. 2025年は5月13日までの実績値
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2025年5月13日時点データ）

2. グリーンファイナンスに関する国際動向について

米国の気候変動・エネルギー政策の動向

- 米国のトランプ大統領は政権発足後、**パリ協定からの脱退やエネルギー・環境政策や規制の見直し**を含む大統領令に署名。関係行政機関の大幅な人員削減や議会への関連法案の提出等の対応も進んでおり、グリーンエネルギー関連の減税措置の一部縮小・変更等、インフレ抑制法（IRA）の見直しを含む法案（One Big Beautiful Bill Act）が下院を通過した

＜気候変動・エネルギー・政策に関する主要な大統領令の概要＞

*2025年5月31日時点までの情報を基に作成。

大統領令の名称	概要
Putting America First In International Environmental Agreements [2025年1月20日]	・ パリ協定からの脱退の速やかな通告、気候変動枠組条約（UNFCCC）の下でのあらゆる合意からの脱退の通告、UNFCCCの下でのあらゆる資金コミットメントの停止又は撤回等をしなければならないとした。これを受け、1月27日、 パリ協定脱退を国連に正式に通告 。（効力発生は通告から1年後。）
Unleashing American Energy [1月20日]	・ 環境・気候変動・エネルギーに関する前政権の大統領令の撤廃、環境認可プロセスの効率化、連邦政府の認可又は規制上の決定から「炭素の社会的費用」の算出を排除することの検討、「温室効果ガスの危険認定」についての提言を取りまとめ、グリーンニューディールの廃止等を行うとした。これを受け、環境保護庁（EPA）は3月12日、GHG排出規制等の根拠となる危険性認定（Endangerment Finding）の撤回を検討すると発表した。
Immediate Expansion of American Timber Production [3月1日]	・ 国内の木材生産（木材・製材・製紙・バイオエネルギー等）を増大させる方針。 ・ 木材生産拡大や木材供給の時間短縮等のための各種ガイダンス作成・改定、種の保護法（ESA）の規制緩和による森林プロジェクトにかかる行政手続き迅速化の検討、等を指示。
Protecting American Energy From State Overreach [4月8日]	・ エネルギー資源の開発・生産等を規制する州や地方政府の法規制・政策等について、連邦法を覆すものを特定の上、違法性を認めたものについてその実施と訴訟を止めるために必要な対応を連邦司法長官に指示。（特に、気候変動、ESG、環境正義、温室効果ガス、炭素税等の徴収基金が優先対応分野）
Reinvigorating America's Beautiful Clean Coal Industry and Amending Executive Order 14241 [4月8日]	・ 米国内の石炭産業振興を優先事項とし、石炭生産や石炭火力発電に対する差別的な政策を廃止し、国内のエネルギー需要に応えるとともに輸出を拡大する方針を指示。
Zero-Based Regulatory Budgeting to Unleash American Energy [4月9日]	・ EPA等特定の省庁に対して、各種の環境規制がエネルギーの生産コストを増大させているとして、該当するエネルギー生産に関する規制に対してサンセット条項を盛り込むように指示。
Directing the Repeal of Unlawful Regulations [4月9日]	・ 大統領令14219に基づき、各省庁に対し、（行政機関としての）各省庁の法的権限を明らかに越えた又は違法である規制又は規制の一部を、廃止する措置を直ちに講じることを指示。 ・ 優先対象として、EPAのClean Air Actや、Clean Water Act等を例示。

出所: White House (2025) "Putting America First In International Environmental Agreements"; White House (2025) "Unleashing American Energy"; EPA (2025) "Trump EPA Kicks Off Formal Reconsideration of Endangerment Finding with Agency Partners"; Congress (2025) "H.R.1 - 119th Congress (2025-2026) : One Big Beautiful Bill Act | Congress.gov | Library of Congress"; White House (2025) "Immediate Expansion of American Timber Production"; White House (2025) "Protecting American Energy From State Overreach"; White House (2025) "Reinvigorating America's Beautiful Clean Coal Industry and Amending Executive Order 14241"; White House (2025) "Zero-Based Regulatory Budgeting to Unleash American Energy"; White House (2025) "Directing the Repeal of Unlawful Regulations" を基に事務局作成

米国の関税政策とグリーンファイナンスへの影響

- 米国政府は、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいた関税賦課を2月1日に米国史上初めて実施、中国・メキシコ・カナダに対して導入、その後相互関税として全ての貿易相手国・地域に対して10%の追加課税を導入、米国の貿易赤字額が大きい国・地域に対しては、関税率を上げること決定。対象国により一時的な適用停止なども行われている
- 5月28日、国際貿易裁判所はIEEPAに基づく一連の課税を違法であり無効として差し止めを命令、大統領が控訴した

大統領令で指示された主な関税賦課政策

（2025年5月31日現在）

対象国・産品	課税内容（*カッコ内の日付は、関連する大統領令発令日）
中国	・ 中国原産品に対する追加課税を10%（2025年2月1日）から段階的に125%（4月9日）に引き上げ、合計最大145%。 ⇒ 125%から貿易赤字に応じ算出した34%に削減した上で、うち24%部分は90日間の適用停止。従前の課税と合計で追加課税は30%（5月12日）。
メキシコ	・ 一律25%の追加課税（2月1日） ⇒ 一部適用除外を拡大（3月6日）
カナダ	・ エネルギーとエネルギー資源に10%、それ以外の産品に25%の追加課税（2月1日）。⇒一部適用除外を拡大（3月6日）
全ての貿易相手国・地域	・ 相互課税として一律10%（4月2日）
米国の貿易赤字の大きい相手国（56か国）	・ 貿易赤字額に応じて算出された関税率に引き上げ。日本の追加課税は24%（4月2日）⇒適用を90日間停止（4月9日）
鉄鋼・アルミ・自動車・自動車部品	・ 25%の追加課税（鉄鋼：2月10日、アルミ：2月11日、自動車関連：3月26日）。米国内での自動車製造用部品は引き下げ（4月29日）。

関税政策によるマクロ経済・実体経済等への影響・見通し

- ・ [IMF](#)：貿易摩擦の急速な高まりや政策の高い不確実性により、経済への負の影響が予想されることから、世界の成長率の見通しを2025年2.8%、2026年3%に引き下げた（2025年1月時点見通しではいずれも3.3%）。（2025年4月22日）
- ・ [TIMES](#)：関税政策により、クリーンエネルギーでは、海外から資材供給を受けている米国企業のコストを押し上げ、世界のサプライチェーンが混乱すると専門家は指摘。米国が18.2GWの増強を計画している系統蓄電設備に必要なリチウムイオン電池の大部分を中国から輸入しており、世界的に過剰供給による蓄電池の価格低下トレンドの中で、米国でのコスト高騰が予想される。（2025年4月8日）

出所: IMF（2025）“[World Economic Outlook, April 2025: A Critical Juncture amid Policy Shifts](#)”; IMF（2025）“[IMF MD Georgieva Presser](#)”; TIMES（2025）“[The Biggest Clean Energy Impacts from Trump's Tariffs](#) | TIME”；を基に事務局作成

出所: White House（2025）“[Imposing Duties to Address the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China](#)”；White House（2025）“[Further Amendment to Duties Addressing the Synthetic Opioid Supply Chain in the People's Republic of China](#)”；White House（2025）“[Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment](#)”；White House（2025）“[Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Discussions with the People's Republic of China](#)”；White House（2025）“[Imposing Duties to Address the Situation at Our Southern Border](#)”；White House（2025）“[Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Southern Border](#)”；White House（2025）“[Imposing Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border](#)”；White House（2025）“[Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs Across Our Northern Border](#)”；White House（2025）“[Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits](#)”；White House（2025）“[Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment](#)”；White House（2025）“[Adjusting Imports of Steel into The United States](#)”；White House（2025）“[Adjusting Imports of Aluminum into The United States](#)”；White House（2025）“[Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts into the United States](#)”；White House（2025）“[Amendments to Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts into the United States](#)”；White House（2025）“[Addressing Certain Tariffs on Imported Articles](#)”；United States Court Of International Trade（2025）“[25-66: V.O.S. Selections, Inc. v. Trump, State of Oregon v. Trump](#)”を基に事務局作成。

連邦政府の気候変動・エネルギー政策に対する州政府等の対応

- 2025年1月、トランプ政権によるパリ協定離脱の発表後、米国気候同盟（U.S. Climate Alliance）、America Is All In、Climate Mayorsは気候変動対策を継続・推進することを発表
- 2025年4月には、エネルギー資源の開発等を規制する州・地方政府の法規制・政策を特定し、必要な措置を講じるよう連邦司法長官に命じた 大統領令（Protecting American Energy From State Overreach）に反対を表明
- ニューヨーク州、カリフォルニア州は脱炭素に向けた取組や気候変動対策投資計画を含む予算案を発表

州政府等の動向	概要
米国気候同盟が UNFCCCに書簡送付	トランプ政権のパリ協定離脱を受けて、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）への書簡を通じて、米国の気候変動対策の継続・推進を国際社会に示した。米国気候同盟はワシントン州、ニューヨーク州、カリフォルニア州等、24州の知事によって構成される超党派連合。カリフォルニア州及びウィスコンシン州知事が共同で議長を務める。[2025年1月20日]
America Is All Inと Climate Mayorsも 声明を発表	America Is All InとClimate Mayorsも、トランプ政権のパリ協定離脱に関わらず、気候変動対策を推進することを明らかにした。America Is All Inは、気候変動対策支援のために結成された、数千の都市、州、部族、企業、学校、宗教・医療・文化機関を結集した連合体で、カリフォルニア州知事、イリノイ州知事、元EPA長官等が共同議長を務める。Climate Mayorsは約350人の市長から成る超党派のネットワーク。[2025年1月20日]
米国気候同盟が 声明を発表	大統領令発令を受けて、共同議長（当時）のニューヨーク州知事とニューメキシコ州知事が、連邦政府は州の独立した憲法上の権限を一方的に剥奪できないと批判し、気候危機に対する解決策を推進し続けることを表明。[2025年4月8日]
America Is All Inも 共同声明を発表	大統領令は環境・気候変動政策を通じて住民を保護するという憲法で保障された州・地方自治体の権限を脅かすものであると批判し、地域主導で気候変動対策を実行している知事、市長、地域のリーダーへの支持を表明。[2025年4月9日]
Climate Mayorsも 声明を発表	会長であるフェニックス市長が、連邦政府は市や州の法律制定能力を剥奪する権限を持たないと批判し、今後も州のパートナーと協力して、都市と国家に経済的安定・健康・安全をもたらす政策を推進すると表明。[2025年4月10日]
ニューヨーク州2026年 予算	2026年予算には、建物からの排出量削減、省エネ改修、グリーンな交通機関への移行促進等、約10億米ドルの気候変動対策投資計画が含まれた。制度設計段階のCap-and-Invest Programは予算に盛り込まれず。[2025年5月9日] 【参考】2025年3月、特定のGHG排出源からの排出量報告を義務付ける規制案を発表、市中協議を実施（～7月）
カリフォルニア州 2025-2026年予算	2025-2026年予算の修正案では、2030年が期限とされていたCap-and-Trade programを延長する計画や炭素削減とグリーン技術への一層の投資促進を目指し、Cap-and-Invest programへの名称変更等を発表。[2025年5月14日]

出所: U.S. Climate Alliance (2025) 1月20日付プレスリリース、4月8日付プレスリリース; America Is All In (2025) 1月20日付プレスリリース、4月9日付プレスリリース; Climate Mayors (2025) 1月20日付ステートメント、4月10日付ステートメント; New York State (2025) 5月9日付ニュース; Department of Environmental Conservation; New York State (2025) 3月26日付プレスリリース; State of California (2025) 5月14日付ニュース

EUにおけるオムニバス法提案の概要

- 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表
- 欧州の産業競争力改善に向け、サステナビリティに関する規制（CSRD、CSDDD、タクソミー委任法、CBAM規則、InvestEU規則）の簡素化を提案
- 現在、一部を除き（下図赤字箇所参照）、欧州議会及びEU理事会にて審議中

規則名	提案の概要
CSRD ¹⁾	・ 報告対象企業の範囲の縮小：適用対象企業を「従業員1,000人超」かつ「売上高5,000万ユーロ超又は貸借対照表総額2,500万ユーロ超」の大企業に限定（適用対象企業数は約80%削減） ・ バリューチェーン・キャップの導入：サプライチェーン内のCSRD適用対象外企業に求める情報の制限 ・ ESRS²⁾ のデータポイントの大幅削減、業種別基準の開発中止 ・ 限定的保証から合理的保証への段階的移行の可能性の削除 ・ 2025会計年度及び2026会計年度から適用開始予定企業の適用開始の2年延期（<u>2025年4月「ストップ・ザ・クロック指令」にて可決</u>）
CSDDD ³⁾	・ 適用開始を1年延期、2028年より順次適用開始（<u>2025年4月「ストップ・ザ・クロック指令」にて可決</u>） ・ 間接的な取引先による負の影響に関する体系的かつ詳細な評価義務の免除 ・ 要件の簡素化（定期的評価・更新の間隔を1年ごとから5年ごとに延長等） ・ 従業員500人以下の取引先に要求できる情報の制限 ・ EUレベルでの民事責任制度の削除、労働組合やNGOによる代表訴訟に関する加盟国の義務の撤回 ・ 気候移行計画に関する要件のCSRDとの文言の整合性の改善 ・ 中核的なデューデリジェンス義務に関する調和の拡充によるEU全域での公平な競争条件の確保 ・ 金融サービスを対象に含めるかどうかを将来的に検討する「見直し条項」の削除
EUタクソミー	・ 報告対象企業の縮小：従業員1,000人超かつ売上高4億5,000万ユーロ超の大企業のみ開示義務 ・ タクソミー関連委任法の修正（報告テンプレートの簡素化、DNSH基準の簡素化等）に関する意見募集
CBAM ⁴⁾	・ 小規模輸入者の義務免除、手続の簡素化、濫用防止と回避対策の強化による実効性確保
InvestEU	・ 報告頻度及び内容の削減、一部規則の緩和、非立法的要件の簡素化

1. CSRD: 企業サステナビリティ報告指令; 2. ESRS: 欧州サステナビリティ報告基準; 3. CSDDD: 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令; 4. CBAM: 炭素国境調整メカニズム
出所: 欧州委員会（2025） Omnibus I, Omnibus II, Questions and Answers - Omnibus package, Taxonomy Delegated Actsを基に環境省作成

3.ICMA・LMAにおける動きについて

グリーンファイナンス関連国際原則の主な改訂事項について

■ 2025年5月末時点で、グリーンファイナンス関連国際原則のうち、ローンについて改訂が行われた

ボンド（策定主体：ICMA） ※改訂がある場合には、2025年6月26日の原則年次総会にて公表。

グリーンボンド原則	—
サステナビリティ・リンク・ボンド原則	—
サステナビリティボンドガイドライン	—
その他関連文書	—

ローン（策定主体：APLMA、LMA、LSTA） ※改訂時期：2025年3月

グリーンローン原則 ※詳細は22ページ参照	- 原則の要求度合いについて、shall、should、may、canを位置づけ・定義し、原則全体についてこれら助動詞の見直しを実施。 - レポーティングは実現可能な場合には開示すべきとした、等
サステナビリティ・リンク・ローン原則 ※詳細は23ページ参照	- 原則の要求度合いについてshall、should、may、canを位置づけ・定義し、原則全体についてこれら助動詞の見直しを実施。 - KPIの要件として、「借り手のサステナビリティ戦略全体と整合していること」、「実現可能な場合には外部検証が可能であること」を追加。 - KPIの参照先とする公式目標値として、NDC、及び、昆明・モントリオール生物多様性枠組を追記。 - SPTsに関連する情報を一般に開示「すべき」に変更。一方、当該開示は必ずしも常に実現可能ではないかもしれない旨は引き続き記載 等
その他関連文書	- ソーシャルローン原則 - グリーンローン原則に関するガイダンス - サステナビリティ・リンク・ローン原則に関するガイダンス - ソーシャルローン原則に関するガイダンス

グリーンローン原則改訂（2025）の概要

- ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等は、2025年3月にグリーンローン原則の改訂を発表
- 主な改訂ポイントは、原則の要求度合いについて、shall、should、may、canを位置づけ・定義し、原則全体についてこれら助動詞の見直しを実施、レポーティングは実現可能な場合には開示すべきとした点等

項目	主要な改訂ポイント
用語の解釈、イントロ、定義、核となる要素	- 用語の解釈に関するセクションを新たに設け、原則の要求度合いについて、shall、should、may、canを定義。 - 借り手の資金調達の対象プロジェクトに、循環経済の促進、生物多様性の保護と回復、レジリエントなシステムの促進を追記。 - サステナビリティローンは、グリーン/ソーシャルプロジェクトを意図的にミックスしたものであると追記。
1. 資金使途	- グリーンプロジェクトには、関連的・付随的「CAPEX及び/又はOPEX」の支出も含まれると、鍵括弧内を追記。 - 適格なグリーンプロジェクトの分類について、各種加筆修正（例：「汚染防止と管理」に、水質汚染の削減を追記）。 - 地域毎のタクソノミーがある場合には、借り手はそのタクソノミーとの適合性を考慮すべきことを追記。
2. プロジェクトの評価と選定プロセス	借り手が貸し手に明確に伝える事項について、should からshallに変更。
3. 調達資金の管理	専用口座に入金又は適切な方法でトラックする対象を、「調達資金（proceeds）」から、「手取金（net proceeds）」又は「手取金と同等の金額」に変更。また、上記入金とトラックについて、shouldからshallに変更。
4. レポーティング	- 借り手による資金使途に関する最新の情報の年一回の更新について、対象期間をグリーンローンが「全額実行されるまで」から、「全て充当されるまで」、に修正。 - 当該ローンのプロジェクトに参加している機関のみに提供する必要があるとしていた情報について、実現可能な場合には、情報を一般に開示するべきと、追記。 - 実現したインパクトをモニタリングする能力のある借り手が、参加金融機関への定期的なレポーティングにその情報を含めることについて、encourageからshouldに変更。
レビュー	- 外部レビューの対象として、フレームワークを追記。 - 外部レビュー機関を指名するべきケースとして、「特に、借り手自身にGLPへの適合性を確認する内部の専門性及びリソースがあることを十分に証明できない場合」を追記。 - 外部レビュー機関が、自らの実績と関連する専門性を公表し、レビューの範囲を明確に示すことについて、encourageからshallに変更。
付属書	適宜、shouldからshallへの変更等。

サステナビリティ・リンク・ローン原則改訂（2025）の概要

- サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）が2025年3月に改訂された
- 主な改訂内容として、原則の要求度合いについてshall、should、may、canを位置づけ・定義し、原則全体についてこれら助動詞の見直しを実施

項目	主要な改訂ポイント
用語の解釈、 イントロ、定義	- 用語の解釈に関するセクションを新たに設け、原則の要求度合いについて、shall、should、may、canを定義。 「借り手は将来のサステナビリティパフォーマンス改善を、融資関連資料などにおいて明示的にコミットする」旨を追記。
1. KPIsの選定	「信頼性の低いKPIs」ではなく「堅牢でないKPIs」の選択の普及を避けること、へ変更。 - KPIの要件として、「借り手のサステナビリティ戦略全体と整合していること」、「実現可能な場合には外部検証が可能であること」を追加。
2. SPTsの設定	- SPTsは借入期間に毎年設定すべきだが、借り手と貸し手の合意により例外的に頻度を変更する場合、当該取引の性質及び対象とする各KPIの性質を十分に考慮することを追加。 - 借り手は、SPTsの達成に決定的な影響を与える戦略的情報については、「強調」ではなく「貸し手に開示」すべきと修正。 - 野心性について求めることとして①実現可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報との比較は「借り手の地域及び国の状況を考慮し、②「該当する場合は事業戦略との整合性」を取ることを追加。 - KPIの参照先とする公式目標値として、NDC、及び、昆明・モントリオール生物多様性枠組を追記。 - サステナビリティ・コーディネーターが促進する対話の内容として、「ESG関連の質問に対する回答に関する調整」を追加。 - 借り手は適切と判断される場合には、ローン実行前に外部レビュー機関からSLLPの5つの核となる要素への適合性についてインプットを求めるべきに変更。 - 外部からのインプットを求めない場合の組織内部の専門性の証明又は確立は、SLLPの5つの核となる要素との適合性を証明を目的とすべきに変更。 - 借り手が作成する内部のプロセス及び専門性の文書の開示・説明先を「貸し手」から「全金融機関」に変更。
3. ローンの特性	SLLの主な特性を、「経済的な結果が、選択し事前に定義したSPT（s）を満たすかどうかに関連すること」から、「KPI（s）が事前に設定したSPT（s）に達するか否かで、ローンの財務的及び/又は構造的な特性が変化し得る」に変更。
4. レポートング	- 借り手が年次レポートを提供すべきタイミング・期間について、「少なくとも年1回」に加え、「SLLの財務的及び/又は構造的な特性の調整につながり得るSPTsに対するパフォーマンスの評価に関連する場合は随時」を追記。 - SPTsに関連する情報を一般に開示「すべき」に変更。一方、当該開示は必ずしも常に実現可能ではないかもしれない旨は引き続き記載。
5. 検証	- 関連の専門知識を有する外部レビュー機関に「サステナビリティコンサルタント」を追加。 「情報が借り手の（公的な）年次報告書又は規制当局への提出書類の一部として既に検証されている場合には、SLLP対応のために再度検証する必要はない」という趣旨の一文を追加。 - 検証結果の開示については、適切な場合は一般に開示されなければならない（must）、から開示すべき（should）に置き換え。